破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３２号
宮城県登米市南方町大畑18番地
債務者　渡辺謙太郎
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第３３号
宮城県登米市迫町佐沼字八幡１丁目９番地２メゾンドゥマンＣ号
債務者　岩渕　仁
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第６０号
岩手県一関市赤荻字月町105番地　カサ・デ・ムーンパートⅠ105、前住所岩手県一関市萩荘字下中田１番地２　コーポ彩Ａ202
債務者　小野寺高雄
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第８号
函館市人見町16番16号
債務者　佐々木若菜
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９９号
愛知県高浜市論地町３丁目３番地54
債務者　杉浦　正親
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
愛知県岡崎市野畑町字北浦43番地６
債務者　カオスこと　天野　紀尚
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８９号
愛知県岡崎市六名３丁目５番地20
債務者　原田　隆征
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４４５号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－３－502
債務者　田平　直樹
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１２号
さいたま市南区関１丁目９番16号
債務者　浅間　方一
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１３号
さいたま市南区関１丁目９番16号
債務者　浅間　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２０号
埼玉県志木市幸町４丁目５番30号　サニーハイツ101号
債務者　森山　裕美
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５５号
埼玉県狭山市広瀬２丁目10番８―101号
債務者　櫻岡　雄二
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７０号
千葉県東金市家徳444番地215
債務者　中村　芳輝
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７７号
千葉県大網白里市大網2898番地
債務者　佐藤裕見子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４０５号
沖縄県浦添市仲西１丁目13番３―206号　コーポ比嘉
債務者　與儀　**達**信
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目120番地の６　トトロの森２―101
債務者　大原さと子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１号
群馬県高崎市元紺屋町５番地　アーバンポイント高崎206号
債務者　小林多佳子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１４４４号
埼玉県新座市北野３丁目４番14号　ピュアハイツ202号室、旧住所埼玉県新座市新座１丁目17番17号
債務者　渡辺　健一
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係